

事例 1 2：可搬式作業台から作業員が転落、右手と右大腿部を負傷

施工

土木・建設工事

墜落・転落

シールドトンネル坑内で可搬式作業台を使用し、配管つり用治具を取り付けるためラチェットレンチにより、セグメントボルトを緩めたところ、ラチェットレンチがボルトから外れ、その弾みで作業員がバランスを崩し坑内足場板上に転落、負傷した。

原因

- ・作業台の手すりが側面に設置していなかった。
- ・墜落制止用器具がストッパーなしのタイプで、リールが伸びきらないと衝撃吸収装置が働かない構造だった。

行動

- ・セグメントボルトを緩めたところラチェットレンチがボルトから外れ、その弾みでバランスを崩し、落下

転落時、墜落制止用器具のフックが手すりを滑り、この位置まで移動

1.55m

結果：負傷

- ・右手首骨折、右大腿部裂傷

教訓

作業台の手すりは側面にも設置する。
ストッパー付きの墜落制止用器具を使用する。
墜落制止用器具のフックは適切な場所にかける。

ラチェットレンチ2本でボルトを緩める作業

転落

足場板に手を打ち付け骨折

H鋼の角にあたり裂傷

